



なつかしい街で、 あたらしい仕事をしてみませんか？

対象となる方

※すべてに該当する必要があります

- 本人又は配偶者が U ターン又は孫ターンに該当すること
- 就職・転職、就農又は起業していること
- 本市への転入日から起算して 1 年以内であること
- 本市を生活の本拠とし、5 年以上継続して本市に居住する意思を有していること
- 日本国籍である者、在留資格を有する者又は特別永住者であること
- 暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- 市税を完納していること
- 国、地方公共団体若しくは企業等から、同様の補助・手当を受けていないこと（同一世帯員も含む）

※U ターンとは・・・過去に本市の住民登録があった者が、岡山県外から本市への転入を行うこと。

※孫ターンとは・・・本市に 5 年以上住民登録（居住の実態を含む。）がある祖父又は祖母がいる者が、本市へ転入を行うこと。

対象となる経費

- ①引っ越し費用のうち、引越し業者へ支払った経費
- ②不動産取得手続経費（登録免許税は除く）
- ③住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料

補助金の額

補助対象経費の 10 / 10	子育て世帯以外	上限 15 万円
	子育て世帯	上限 20 万円

※補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします

※子育て世帯とは：

本市への転入日に 18 歳に達する日以降の最初の 4 月 1 日までの間にある子どもを扶養し、
同居している世帯

申請の手続き

申請書に以下の書類を添えて提出してください。

【U・孫ターン要件の確認について】

- 全ての申請者が提出する書類
 - 高梁市ふるさと回帰！U・孫ターン支援事業対象者チェックシート（市指定様式）
 - 住民票謄本
 - 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- Uターンに該当する者が提出する書類
 - 対象者が本市に居住していたことを確認できる戸籍の附票等
- 孫ターンに該当する者が提出する書類
 - 対象者の祖父母の住民票謄本または抄本
 - 祖父母との関係性が確認できる書類（対象者の親の戸籍謄本等）

【就業要件の確認について】

- 該当するいずれかの書類
 - 申請者に係る勤務先での雇用形態を確認できる就業証明書（市指定様式）
 - 申請者が就農していることが確認できる書類
 - 申請者が起業していることが確認できる書類

【補助対象経費の確認について】

- 転入に係る費用
 - 転入するための荷物の運搬に要する引越事業者への支払額が確認できる領収書等の写し
- 定住に係る費用のうち、不動産取得時の建物に係る登録免許税
 - 住宅の名義人が申請者又はその配偶者である建物の登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）の写し
 - 不動産取得手続きに係る経費の領収書（経費明細がわかるもの）の写し等
- 定住に係る費用のうち、住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料
 - 賃貸借住宅の契約者が申請者又はその配偶者である賃貸借契約書の写し
 - 賃貸借住宅の契約に係る仲介手数料の額が確認できる領収書等の写し